

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成20(2008)年4月24日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍の解説(★のある書籍)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成20年4月14日 最高裁HP

平成18年(受)第336号 所有権移転登記抹消登記手続等, 入会権確認請求事件(棄却)

A原子力発電所の建設に反対するXらが、入会権の対象となっている土地の処分には、入会権者全員の同意が必要であり、Xらの同意なしにY2が行った交換契約は無効であるなどとして、[1]Y2及びY2から土地を譲り受けたY1に対し、第1次的にXらが土地について共有の性質を有する入会権の内容である使用収益権を有することの確認を求め、第2次的にXらが土地について総有集団の構成員として使用収益権を有することの確認を求めるとともに、[2]Y1に対し、第1次的に共有の性質を有する本件入会権の内容である使用収益権に基づき、第2次的に総有集団の構成員として有する使用収益権に基づき、土地についてされた所有権移転登記の抹消登記手続、土地の立木伐採及び現状変更の禁止を求める事案において、入会権者全員の同意を要件としない土地の処分であっても有効であるとした事例。

(理由)

民法263条は、共有の性質を有する入会権について、各地方の慣習に従う旨を定めており、慣習は民法の共有に関する規定に優先して適用されるところ、慣習の効力は、入会権の処分についても及び、慣習が入会権の処分につき入会権者全員の同意を要件としないものであっても、公序良俗に反するなどその効力を否定すべき特段の事情が認められない限り、その効力を有するものと解すべきである。そして、本件慣習については、本件土地の利用状況等にかんがみても、公序良俗に反するなどその効力を否定すべき特段の事情が存在することはうかがわれないので、その効力を有するものというべきである。

(2) 最二判平成20年4月18日 最高裁HP

平成19年(受)第1180号 損害賠償請求事件(破棄自判)

Yの設置する公立小学校の教室内で、3年生の男子児童Aが朝自習の時間帯に離席して、落ちていたベストのほこりを払おうとして同ベストを頭上で振り回した際にこれが女子児童Xの右眼に当たりXが負傷したという事故について、X及びその両親らが、担任教諭に児童の指導監督上の義務を怠った過失があるなどと主張して、Yに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求する事案において、教室内にいた担任教諭に児童の安全確保等についての過失がないとされた事例。

(理由)

本件事故は、朝自習の時間帯に、教室入口付近の自席に座っていた担任教諭の下に4、5名の児童が忘れ物の申告をするなどの話をしに来ており、X自身も、教科書を机に入れたりした後、ランドセルをロッカーにしまおうとして席を立ったという状況の下で発生したのであるが、朝自習の時間帯であっても、児童が必要に応じて離席することは許されていたと解されるし、それは合理的な取扱いでもあったというべきである。そして、担任教諭において日ごろから特にAの動静に注意を向けるべきであったというような事情もうかがわれないから、Aが離席したこと自体をもって、担任教諭においてその動静を注視すべき問題行動であるといえることはできない。また、Aは、離席した後ロッカーから落ちていたベストを拾うため教室後方に移動し、ほこりを払うためベストを上下に振るなどした後、更に移動してベストを頭上で振り回したというのであり、その間、担任教諭は、教室入口付近の自席に座り、他の児童らから忘れ物の申告等を受けてこれに対応してAの動静を注視していなかったというのであるが、ベストを頭上で振り回す直前までのAの行動は自然なものであり、特段危険なものでもなかったから、他の児童らに対応していた担任教諭において、Aの動静を注視し、その行動を制止するなどの注意義務があったとはいえず、Aがベストを頭上で振り回すというような危険性を有する行為に出ることを予見すべき注意義務があったともいえない。

(3) 東京地判平成18年6月27日 判タ1251号257頁

平成16年(ワ)第7327号 不当利得返還請求事件(一部認容・控訴)

本件は、私立大学の入学試験に合格した者が、入学金及び授業料等を納付した後に入学を辞退したため、大学に対して入学金等の返還を求めた事案である。本判決は、入学金については、在学契約を締結し得る地位を取得する権利金の性質を有するものであり、学生は既にその対価を享受しているので不当利得返還請求権は認められないとした。他方、授業料等については、役務提供の対価であり、入学を辞退した学生には本来的には返還されるべき性質のものであるとした上で、不返還の合意があることについては、消費者契約法9条1号が該当するとし、同号の平均的損害は原則として消費者側が立証責任を負うが、平均的損害に関する資料はすべて事業者である大学側にある等の事情から、外形的事情によりなし得る一応の推計に基づく主張を行った場合には、事業者の側に相応の資料や根拠に基づいて平均的損害が違約金等の額に及ぶことを反証しない限り、平均的損害は消費者の主張する額であると推認される旨判示し、本件では、3月31日までに入学を辞退した者については大学側に平均的損害は発生していないが、4月1日以降に入学を辞退した者については、大学側は3月末日まで入学辞退は完了するとの前提で歩留まり率を計算し授業料等を決定しており大学側に織り込み済みの事象とはいえない等とし、大学側には平均的損害が発生していると判示した。

(4) 東京地判平成19年3月30日 判時1993号48頁

平成17年(ワ)第7681号 損害賠償請求事件(棄却・控訴)

公園に設置されたドッグラン内において、飼い犬とともにその中央部分を突っ切ろうと

した原告が被告の犬と衝突し、入院を要する傷害を負った事案において、犬を自由に走り回らせることができるドッグラン内においても、多くの人が利用する施設である以上、民法718条1項但書の「相当の注意」を払う必要があるところ、特段の事情なき限り犬が自由に走り回ることができる状態を前提として、犬が興奮して制御が利かない事態にならないよう、事態発生の場合に直ちに対応できるように監視すれば足り、ドッグラン中央部に人が立ち入るというような異常な事態に対応できる程度の注意義務までは課していない、過去毎週末20回程度の利用があるが何の問題もなかった、等と判示して、被告が「相当の注意」を尽くしたとされた事例。

(5) 神戸地判平成19年11月13日 判時1991号119頁
平成19年(シ)第31号 不当利得返還請求控訴事件(取消・確定)

Xが貸金業者Yに対して利息制限法の上限利率を超過して支払った利息(「超過利息」)を元本に充当すると過払金が発生するとして、主位的に不当利得返還として、予備的に不法行為による損害賠償として金員の返還を求める訴えを提起し、Xの請求を棄却した原判決を不服として控訴したケース。

本判決は、主位的請求である不当利得返還請求権については、原判決が時効により消滅したと判断したことを支持し、予備的請求について、YがXより過払金となる弁済金を受領する行為は、Xの無知に乘じ、適法に保持し得ない金員を受取るものというべきであるから、社会的相当性を欠く違法な行為であるとして、XのYに対する不法行為に基づく損害賠償は相当であると判示した。

【商事法】

(6) 東京地判平成19年6月13日 判時1993号140頁
平成19年(シ)第21号 損害賠償請求控訴事件 控訴棄却(上告)

株主が株主提案権を行使して、3個の議案及び議案提案の理由を株主総会招集通知に記載することを請求したところ、これを受けた会社が株主の請求どおりではない記載(理由の要約がある等)の株主総会招集通知を送付し、その結果開催された株主総会において株主提案が否決されたため、株主が議案提案権の侵害等を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を行ったという事案において、会社法303条及び305条の趣旨は、株主提案にかかる当該議題に関する解決案を会社及び一般株主に予知させ、事前準備を可能にし、当該議題に関する株主総会における会社の意見開示及び一般株主の実のある議決権行使の機会を確保することにより、提案株主の意見を会社経営に反映させる機会を拡張し、株主総会の活性化を通じた会社の発展を図る点にあるところ、305条1項にいう「議案の要領」とは、株主総会の議題に関し、当該株主が提案する解決案の基本的内容について、会社及び一般株主が理解できる程度の記載をいう、株主総会参考書類の交付を義務付けられていない株式会社においては、総会招集通知に議案提案の理由を記載する必要はないが、任意に記載することは許容され、その場合に理由を要約することは、特定株主の提案する議案を排除する等の不当な目的をもって記載する等の特段の事情なき限り、違法とは言えない、と判示され、株主の請求が棄却された事例。

【知的財産】

(7) 知財高判平成18年3月29日 判タ1234号295頁
平成17年(ネ)第10094号 請負代金請求控訴事件(変更・確定)

インターネット上のホームページに掲載された複数の写真を、Yらが無断で自らのホームページに掲載したことが、著作権法侵害(複製権侵害)であるとして、XがYらに対し損害賠償を求めた事案において、本件各写真の著作物性が争点となった。本件各写真は、商品(シツクハウス症候群対策品)を広告販売するために撮影されたもので、例えば「商品を、大小サイズ1個ずつ横に並べ、ラベルが若干内向きとなるように配置して、正面斜め上から撮影したものである。光線は右斜め上から照射され、左下方向に短い影が形成されている。背景は、薄いブルーとなっている。」というものであるが、本判決は「被写体の組み合わせ・配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等にそれなりの独自性が表れているということが出来る」としてその著作物性を肯定しつつ、「創作性の程度は極めて低いものであって、著作物性を肯定しうる限界事例に近いものと言わざるを得ない。」としたが「Yらによる侵害行為の態様は、本件各写真をそのままコピーしてYホームページに掲載したというものであるから、本件各写真について複製権の侵害があったものということが出来る。」と判示した。

(8) 知財高判平成18年8月9日 判タ1234号217頁
平成18年(行ケ)第10105号 審決取消請求事件(認容・確定)

原告は、「TEAMS」の欧文文字を標準文字で横書きしてなり、指定役務を商標法施行令別表の区分による第42類「・・・電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守・・・」等とする商標の商標権者であるが、本件商標について、商標法50条1項に基づき、被告から上記指定役務にかかる商標登録の取消審判が請求され、特許庁が、原告が取消審判の請求の登録前3年以内に国内において当該指定役務について本件商標を使用しているものとは認めることができないとして、当該役務にかかる商標登録を取消す旨の審決をした。そこで、原告は当該審決の取消を求めて本訴を提起したところ、本判決は、原告の旅費精算、管理システムの提供は上記役務にあたること、原告や当該システムの通常使用権者は、本件商標の審判の請求の登録前3年以内に、上記旅費精算・管理システムを「TEAMS」と称して、これを記載した提案書を顧客に交付したり、TEAMSに関する広告を内容とする情報を原告のウェブページに掲載したりして本件商標を使用したものということが出来るから、上記審決は誤りであるとして審決を取り消した。

(9) 大阪高判平成19年6月14日 判時1991号122頁
平成17年(ネ)第3258号・同18年(ネ)第568号・362号 著作権侵害差止等請求控訴事件(一部変更・確定)

テレビ放送事業者であるXらが、Yが販売する、集合住宅向けのハードディスクビデオレコーダーシステム(「Y商品」)が、Xらがテレビ番組の著作権として有する著作権(複製権、公衆送信権、送信可能化権)及びXらが放送事業者として有する著作隣接権(複製権、送信可能化権)の侵害に専ら用いられるものであり、その販売等により上記各権利が侵害され、侵害されるおそれがあると主張して、Yに対し、著作権法112条1項、2項に基づき、Y商品の使用等

及び販売の差止め並びに廃棄を請求したケース。

原審は、YはY商品による録画行為を幫助しているということではできても、録画の主体としてY商品により録画しているということではできず、Y商品の販売行為を直接の侵害行為と同視し、その行為者を「著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれのある者」と同視することができるから、著作権法112条1項を類推して、その者に対し、その行為の差止めを求めることができると解するのが相当であるとして販売行為の差止めに関するXらの請求を認容した。そこで、Yが控訴した。

本判決は、現実の複製、公衆送信・送信可能化行為をしない者であっても、その過程を管理・支配し、かつ、これによって利益を受けている等の場合には、その者も、複製行為、公衆送信・送信可能化行為を直接に行う者と同視することができ、その結果、複製行為、公衆送信・送信可能化行為の主体と評価しうるものと解されるとした上で、Yは自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招いている者として、規範的な意味において、独立して著作権、著作隣接権の侵害主体となると認めるのが相当であると判断した。

他方、本判決は、XらはYに対して侵害の差止めを求めることができるとしつつ、Xらの著作権のある放送番組が常時放送されているといえない以上、Y商品が同著作権についての侵害専用品とはいえないので、Y商品の販売により同商品を使用させてはならない旨を命ずることが著作権のない番組を含めた全ての番組に関する差止めを認めることとなり、Xらに過大な差止めを得させることとなり不相当であるから認めることができずと判断して、「別紙物件目録記載の商品を販売してはならない。」としていた原審の主文を、「本判決別紙商品目録記載の商品を販売して同集合住宅の入居者にその使用による放送番組の録音・録画をさせてはならない。」と変更した。

(10) 知財高判平成20年3月27日 裁判所HP

平成19年(ネ)第10095号 著作権譲渡登録抹消請求控訴事件(原審:東京地判平成18年

(ワ)第7424号)

本件は、本件著作物を創作したケネス・ハワードから本件著作権を共同相続したA及びBから本件著作権の譲渡を受けた上野商会又はその転得者(控訴人)と、Aから被控訴人に対する本件著作権の譲渡とは二重譲渡の関係にあり、本件譲渡登録の登録名義人である被控訴人に対し、控訴人が本件著作物に係る著作権を有することの確認を求めた事案であり、原判決は、両者は対抗関係に立つから、被控訴人は、控訴人への本件著作権の移転につき、対抗要件の欠缺を主張し得る法律上の利害関係を有する第三者(著作権法77条)に該当する等の認定判断により控訴人の請求を棄却した。

本件譲渡証明書は、A及びBと被控訴人との間において、被控訴人がA及びBに代わって、アメリカにおいて生じていたA及びBと上野商会間の紛争を処理するなどの目的で作成されたものであり、ケネス・ハワードの全知的財産権を移転する意思は存在しなかったものと認定するのが相当であるから、有効に成立していないか又は虚偽表示により無効であって、被控訴人は、控訴人が本件著作権の正当な承継者であることを熟知しながら、控訴人の円滑な事業の遂行を妨げ、又は、控訴人に対して本件著作権を高額で売却する等、加害又は利益を図る目的で、A及びBに働きかけて本件譲渡証明書及び単独申請承諾書に署名させ、本件譲渡登録を経由したものと推認することができ、したがって、被控訴人は背信的悪意者に該当するものと認めるのが相当である、として控訴人の請求を容認した。

(11) 知財高判平成20年3月31日 裁判所HP

平成19年(ネ)第10088号 商標権移転に関する否認権行使・反訴請求控訴事件(原審:千葉地裁平成18年(ワ)第2105号)

本件訴訟は、破産管財人たる被控訴人が控訴人に対し、旧破産法(大正11年法律第71号)72条1号に基づく否認権の行使として、控訴人が被控訴人の有する同商標を権原なく使用したことによる不当利得返還請求金の支払を求め、原判決は通常の実施料相当額に基づき1億5000万円を認定し、これに不服の控訴人が控訴を提起した事案。

本件商標を破産会社は一切使用しておらず、活発に事業活動を行っていた控訴人が専ら使用していたものであるから、その使用利益は低額に止めるべきであるとの控訴人の主張を考慮し、本件商標権の使用によって控訴人が得た利得に相当する額は、売上高の約1%弱である7000万円と認定し、原判決を変更した。

(12) 東京地判平成18年9月25日 判タ1234号346頁

平成18年(ワ)第9264号 発信者情報開示請求事件(認容・確定)

Xら(大手レコード会社)であり、本件で問題となったヒット曲のレコード製作者として、レコードの送信可能化権を有する者)は、自身で行った調査により、当該レコードを圧縮・複製して作成された電子ファイルが、氏名不詳者らによって、ファイル交換共有ソフトウェアであるWinMXを用いてインターネット上で公開されていることを把握した。そこでXらは、損害賠償請求等の前提として、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項の発信者情報開示請求権に基づき、インターネット接続プロバイダであるYらに対し、本件発信者らの発信者情報である氏名及び住所等の開示を求め本訴を提起したところ、本判決は、権利侵害の明白性について、当該フリーソフトウェアの機能の正確性を認めてXらが行った調査が正確なものであると認定し、本件発信者らがWinMXを用いて電子ファイルをインターネット上に公開し、自動的に送信し得る状態に置くことで、Xらの送信可能化権を明らかに侵害したと判示し、開示を認めた。

【民事手続】

(13) 最一判平成20年3月27日 最高裁HP

平成18年(受)第1870号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

Yの従業員であったAの相続人らが、Aが急性心筋虚血で死亡したのは、YがAの健康状態に対して十分な注意を払わずにAをして宿泊を伴う研修に参加させたことなどが原因であるとして、Yに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めている事案において、

第1審において過失相殺を主張しない旨釈明したYが、控訴審において過失相殺に関する規定の類推適用を主張することは信義則に反するとして、過失相殺に関する民法722条2項の規定を類推適用しなかった原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)
裁判所が過失相殺に関する規定を類推適用するには賠償義務者によるその旨の主張を要しない。この点をおくとしても、第1審の段階ではYにおいてAが家族性高コレステロール血

症にり患していた事実を認識していなかったことがうかがわれるのであって、Yの過失相殺の類推適用の主張が訴訟上の信義則に反するものということもできない。

(14) 東京地判平成19年7月11日 判時1992号99頁
平成18年(ワ)第29772号 寄託金返還請求事件

本件においては、被告が訴訟要件の欠缺を主張して訴えの却下を求め、予備的に本案について答弁して請求の棄却を求めたのに対し、原告が訴えの取り下げの意思表示をしたことが認められる。すなわち、被告は、本案前の抗弁に理由がないことを停止条件として、本案の主張をしているにすぎない。

したがって、民訴法261条2項本文が予定する「本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした」場合に当たると解することはできないし、また、被告に、本案判決によって原告の請求に理由がないことを既判力をもって確定する利益を保護するべく、訴訟を維持して訴えの取下げを拒否することの法的利益があることを認めることはできない。

よって、本件において、訴えの取下げの効力が生じるのに被告の同意は不要と解すべきである。

(15) 東京地決平成19年8月28日 判時1991号89頁
平成19年(ヨ)第20047号 契約違反行為禁止等仮処分命令申立事件(却下)

Yの製造に係るシリコンウェハー(「本件製品」)をA社等に対して販売するためXがYのエージェントに任命することなどを内容とする当事者間のエージェント契約(「本件契約」)について、Yから更新拒絶の意思表示を受けたXが、YがA社に対して本件製品をXによる発注を経ずに直接又は第三者を介して販売することを禁止すること、YはXが発注した本件製品を納期までにA社に対して引き渡すこと及び本契約上の地位を仮に定めることなどを求めたケース。

本件では、当事者間において、仲裁地を大韓民国とする旨の合意(「本件仲裁合意」)が存在していることなどから、被保全権利について、我が国に国際裁判管轄があるか否かが争われた。

本決定は、本契約に基づく履行請求権を被保全限権利とする申立てについては、本件仲裁合意を有効と認め、民事保全法12条1項に規定する管轄裁判所が我が国内に存在せず、我が国で裁判を行うことが当事者の公平や裁判の適正・迅速の理念に沿う特段の事情も存在しないとして、我が国の国際裁判管轄を否定した。

【刑事法】

(16) 最二決平成20年3月24日 裁判所HP
平成16年(シ)第258号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告(棄却)

刑訴法435条6号「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」の証拠の明白性を否定した原判断を是認した事例(いわゆる袴田事件再審請求)(詳細)

本件は再審請求であるが、本件再審請求の対象は、住居侵入、強盗殺人、現住建造物等放火の事実を認定して申立人に死刑を言い渡した第1審判決(以下「確定判決」という。)であり、この判決に対し、申立人が控訴、上告を申し立てたが、いずれも棄却されて確定した。確定判決が認定した罪となるべき事実の要旨はA商店に住み込み、同工場でみそ製造工員として勤務していた申立人が、同社の売上金を奪おうと考え同社専務取締役B方住居に侵入して金員を物色中、殺意をもって同人の胸部等を数回突き刺し、同人の妻C(当時39年)、Bの長男D(当時14年)、Bの次女E(当時17年)をそれぞれ数回前記くり小刀で突き刺し、Bが保管していた金員を強取し、さらに、Bら4名を前記住居もろとも焼燬してしまおうと考え、マッチでこれらに点火して放火し、よって、Bらが現に住居に使用しかつ現在する木造平家建住宅1棟(約332.78㎡)を焼燬し、殺害した等というものである。

確定判決及びその事実認定を是認した控訴審判決(以下両者を併せて「確定判決等」という。)は、罪となるべき事実の認定のうち、申立人の犯人性について、申立人の自白を除いた証拠のみによって優に認定することができるものとした。

これに対し、所論(申立人側)は、再審請求審において提出した新証拠と確定審における旧証拠とを総合評価すれば、申立人の犯人性を認定した確定判決の判断には合理的な疑いが生ずるとし「無罪を言い渡すべき証拠をあらたに発見した」場合に該当すると主張したが、本件では、新旧全証拠を総合しても、申立人の犯人性を認定する旧証拠の証明力が減殺されたり、情況証拠による犯人性の推認が妨げられるものとは認められず、申立人が本件住居侵入、強盗殺人、現住建造物等放火事件の犯人であるとした確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じる余地はなく、本件につき刑訴法435条6号所定の再審理由は認められないとした原決定は相当であると判断した。申立人の各主張についての判断は、以下の通り。

5点の衣類ほか申立人の犯人性を支える旧証拠は、捜査機関等によりねつ造されたものである疑いがあるとの主張については、5点の衣類及び鉄紺色ズボンの共布と認められる端布の発見の経過からみれば、各証拠の発見、押収等の過程は、格別不自然なものではなく、そこに作為を介在させる余地も乏しく、証拠ねつ造等をうかがわせる事情は見当たらないとした。

確定判決の犯人性認定が申立人の自白に依拠しているとの前提に立ち、自白は信用できず、この自白を除外すれば申立人の犯人性認定に合理的な疑いが生じるとの主張については、確定判決は、自白を罪となるべき事実を認定する証拠とはしておらず、自白を除いた証拠のみによって申立人の犯人性が認定できるとしているのだから、所論は、そもそも再審事由の主張として失当であるとした。

心理学者作成に係る鑑定書及び同補充書等を援用し、真実に反する自白それ自体が犯人性を否定する証拠であるとの主張については、同鑑定書等において真実に反する自白等として指摘されている点をもってしても、申立人の自白が信用性に乏しく、これに依拠して事実を認定することができないという限度を超えて、それ自体で積極的に無実であることを示しているとまでいうのは、論理に飛躍があるというほかはないとした。

(17) 最三決平成20年3月27日 裁判所HP
平成18年(あ)第348号 受託収賄被告事件(棄却)

参議院議員が、ある施策の実現を目指す者から、本会議における代表質問においてその施

策実現のため有利な取り計らいを求める質問をされたい旨の請託を受け、さらに、他の参議院議員を含む国会議員に対し国会審議の場において同旨の質疑等を行うよう勧誘説得されたい旨の請託を受けて金員を收受したことが、受託収賄罪に当たるとされた事例

(詳細)

被告人Aは、参議院議員在職中の平成8年1月ころ、いわゆる職人を育成するための大学(以下「職人大学」という。)の設置を目指す財団法人の会長理事で、中小企業の社会的・経済的な発展向上を目的とする政治団体の実質的主宰者であるCから、参議院本会議において内閣総理大臣の演説に対して所属会派を代表して質疑するに当たり、国策として職人大学の設置を支援するよう提案するなど職人大学設置のため有利な取り計らいを求める質問をされたい旨の請託を受け、さらに、同年6月上旬ころ、他の参議院議員を含む国会議員に対しその所属する委員会等における国会審議の場において国務大臣等に職人大学設置のため有利な取り計らいを求める質疑等の職人大学設置を支援する活動を行うよう勧誘説得されたい旨の請託を受けた。そして、被告人Aは、これら各請託を受けたことなどの報酬として供与されるものであることを知りながら、また、被告人Bは、被告人Aが上記勧誘説得の請託を受けたことなどの報酬として供与されるものであることを知りながら、被告人両名は、共謀の上、Cから、同月から平成10年7月まで前後合計26回にわたり、被告人Aが実質的に賃借して事務所として使用しているビルの部屋の賃料相当額合計2288万円の振込送金又は交付を受けた。さらに、被告人Aは、平成8年10月2日ころ、同様の趣旨でCから現金5000万円の交付を受けた。

以上のような事実関係によれば、被告人Aは、その職務に関し、Cから各請託を受けて各賄賂を收受したものにほかならないのであって、これと同旨の原判断は相当である。

(18) 最二決平成20年4月11日 裁判所HP

平成17年(あ)第2652号 住居侵入被告事件(棄却)

一 管理権者が管理する公務員宿舎である集合住宅の1階出入口から各室玄関前までの部分及び金網フェンス等で囲まれるなどしたその敷地部分が刑法130条にいう「人の看守する邸宅」に当たるとされた事例

二 管理権者が管理する公務員宿舎である集合住宅の各室玄関ドアの新聞受けに政治的な意見を記載したビラを投かんする目的で金網フェンス等で囲まれるなどしたその敷地部分等に管理権者の意思に反して立ち入ったことをもって刑法130条前段の罪に問うことが憲法21条1項に違反しないとされた事例。

被告人らが、イラク派兵反対のビラを防衛庁立川宿舎の敷地内に入り込み、各号棟の1階出入口から各室玄関前まで立ち入ったことについて、

被告人らが立ち入った場所は、立川宿舎の各号棟の構造及び出入口の状況、その敷地と周辺土地や道路との囲障等の状況、その管理の状況等によれば、各号棟の1階出入口から各室玄関前までの部分は、居住用の建物である宿舎の各号棟の建物の一部であり、宿舎管理者の管理に係るものであるから、居住用の建物の一部として刑法130条にいう「人の看守する邸宅」に当たり、各号棟の敷地のうち建築物が建築されている部分を除く部分は、各号棟の建物に接してその周辺に存在し、かつ、管理者が外部との境界に門扉等の囲障を設置することにより、これが各号棟の建物の付属地として建物利用のために供されるものであることを明示していると認められるから、上記部分は、「人の看守する邸宅」の囲いよう地として、邸宅侵入罪の客体となる。そして、刑法130条前段にいう「侵入し」とは、他人の看守する邸宅等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいうものであるところ、被告人らの立入りがかこれらの管理権者の意思に反するものであったことは、本件の事実関係から明らかである。

そうすると、被告人らの本件立川宿舎の敷地及び各号棟の1階出入口から各室玄関前までへの立入りは、刑法130条前段に該当するものと解すべきである。なお、本件被告人らの立入りの態様、程度は、法益侵害の程度が極めて軽微なものであったともいえない、とした。

次に、本件被告人らは、本件被告人らの行為を刑法130条前段の罪に問うことが憲法21条1項に違反するかどうかについては、確かに、表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならない、被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使ということができる。しかし、憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものである。たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されない。本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために「人の看守する邸宅」に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることのできる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためとはいっても、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私生活を営む者の私生活の平穩を侵害するものといわざるを得ない。

したがって、本件被告人らの行為をもって刑法130条前段の罪に問うことは、憲法21条1項に違反するものではない、とした。

(19) 最三判平成20年4月15日 最高裁HP

平成18年(受)第263号 損害賠償請求事件(破棄自判)

弁護士会であるXが、受刑者からの人権救済の申立てを受け、調査の一環として被害状況を目撃したとされる他の受刑者との接見を求めたところ刑務所長がこれを許さなかったことは違法であり、それによってXの社会的評価等が低下したとして、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案において、接見を許さなかった刑務所長の措置に国家賠償法1条1項にいう違法がないとされた事例

(理由)

旧監獄法45条2項は「受刑者及び監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ為サンルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス」と規定しているが、この規定は、接見の対象となる受刑者の利益と施設内の規律及び秩序の確保並びに適切な処遇の実現の要請との調整を図るものであり、受刑者との接見を求める者の固有の利益と

規律及び秩序の確保等の要請との調整を図る趣旨を含むものと解することはできない。したがって、旧監獄法45条2項は、親族以外の者から受刑者との接見の申入れを受けた刑務所長に対し、接見の許否を判断するに当たり接見を求める者の固有の利益に配慮すべき法的義務を課するものではない。

また、法律上人権擁護委員会に強制的な調査権限が付与されているわけではなく、この意味においても刑務所長には人権擁護委員会の調査活動の一環として行われる受刑者との接見の申入れに応ずべき法的義務は存在しない。

なお、同刑務所長は、人権擁護委員会所属の弁護士に対し、同委員会に人権救済を申し立てた甲や丙との接見は許しているのであるから、人権救済を申し立てていない乙や丁との接見を許さなかったからといって、X人の社会的評価や社会からの信頼が低下することにはならず、人権擁護委員会の調査活動を行う利益が違法に侵害されたということとはできない。

(20) 東京地判平成19年8月10日 判タ1251号112頁
平成18年特(わ)第2211号、平成18年刑(わ)第2068号 建設業法違反、詐欺被告事件(有罪・確定)

本件は、建設会社の代表取締役社長であった被告人が、同社が建築を請け負い施工したホテルの構造設計にかかる構造計算書が改ざんされていることを知り、建築基準法に規定する構造計算方法によって安全性が確認されていないことを認識するに至りながらこれを知らなかった施工主から請負工事残代金を騙し取ったという詐欺罪等で公訴を提起された事案である。本判決は、被告人が複数の物件に関して複数回、特定の建築士が行った構造計算書に対して疑義を呈されていたこと等から被告人の詐欺の犯意を推認できるとした。また、構造計算書の改ざんという瑕疵に関し、建築基準法による規制や請け負った物件が特定多数人の出入りが予定されているホテルであるという建物の用途などに照らし、仕事が完成していたとみる余地はないとし、被告人側にそもそも残代金請求権が存しないにもかかわらずこれを請求した点を基礎として、従業員が残代金を施工主に請求するのを放置した不作為が欺罔行為であるとし被告人に詐欺罪が成立するとした。

(21) 大阪地判平成19年9月28日 判時1993号53頁
平成17年(ワ)第6678号 損害賠償請求事件(棄却・控訴)

大阪拘置所に勾留されていた被告人が、自費による朝日新聞の定期購読申請を拘置所長に拒絶されたことを違法として国家賠償を請求した事例において、被收容者全員を対象とした閲読傾向調査によって1位と2位であった読売、産経の各紙の定期購読を許可していること、未決拘禁者全員に自由な購読を認めると事務処理が遅滞するなど弊害があること、新聞の選定を制限しても事実の報道に関しては他紙と著しい差異はなく、各紙で異なる論評には事実と同程度の重要性はないこと、差入れ等の方法により閲読する制度が認められていること等の事情から、監獄法施行規則86条2項により監獄の長に与えられた裁量を超えるものではない、として、請求を棄却した事例。

【公法】

(22) 最二決平成19年9月21日 金法1830号23頁
平成19年(行ツ)第157号、平成19年(行ヒ)第171号

荒尾市が22.4%出資していた株式会社アジアパークの銀行借入れについて、同社が返済完了以前に解散した場合は未返済元本及び利息全部を支払うこと等を内容とする損失補償契約に基づいてなされた荒尾市の公金支出につき、市長を被告として支出の差止めを求めた事案。本件では、地方公共団体の損失補償契約が、「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない」ことを規定している法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3条に違反するか否かが問題となった。

原審は、損失補償契約は、経済的な効果の面において保証契約と類似するが、損失補償契約と債務保証契約は、法的にはその内容および効果の面において異なる別個の契約類型であり、また、会社その他の法人のために地方公共団体が損失補償契約を締結し債務を負担することは法の予定するところであると言える(地方公共団体221条3項参照)から、損失補償契約の締結自体をもって、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3条に違反するものでなく、本件損失補償契約に基づく支出は違法とは言えない、とした。この原審判決を不服として最高裁に上告・上告受理申立てがなされたが、最高裁は「適法な上告理由に該当しない」との理由により上告棄却および上告不受理を決定した。

(23) 東京高判平成19年7月11日 判時1991号67頁
平成19年(行コ)第16号 遺族年金不支給処分取消請求控訴事件(取消・上告)

重婚的内縁関係にある被保険者Aが死亡し、重婚的内縁関係の者Xが遺族年金の受給を求めたところ、社会保険庁Yが、Xは国民年金法37条の2及び厚生年金保険法59条に定める被保険者等の「妻」又は「配偶者」に該当しないとして遺族給付をしない旨の処分をしたため、Xが、右処分は違法であるとして、その取消しを求めたケース。

一審は、[1] Aの死亡当時、Aと法律上の妻であるBとの婚姻関係は実体を失って修復の余地がないまでに形骸化しており、Xは、Aとの婚姻届出はしていないものの、事実上婚姻関係にあるのと同様の事情にあって、Aの死亡時において、国民年金法37条の2及び厚生年金保険法59条が定める被保険者等の「配偶者」又は「妻」であるとの要件(「配偶者要件」)を満たすのは、Bではなく、Xである、[2] Xは、Aの死亡時において「被保険者等によって生計を維持していた」との要件も満たす、などと判断し、Xの本訴請求を認容した。

本判決は、[1] Aの死亡時までに、AとBとの間で、離婚についての具体的な合意が成立していたと認められないし、婚姻関係を解消するに相応する財産的な給付がされたなどの事実も認められない、[2] AとBとの別居期間は6年5ヶ月程度に過ぎなかった、[3] Aは、別居後も死亡直前まで、給料の中から毎月10万円をBに送金し続けていた、[4] Aは、勤務先に対し、健康保険の被扶養者としてBを申請していたし、所得税法上の控除対象配偶者としてBを申告していた、[5] Aは、別居後も、Bと子どもとともに外出するなどしており、家族としての付き合いや交渉を完全に失ってはいなかった、[6] Aは有責配偶者であることなどから裁判上の離婚請求が認められる余地はなかったなどと認定した上、これらの事情の下では事実上の離婚状態にあったと評価するには足りないと判断し、Xの配偶者要件を認めた原判決を取り消し、Xの本訴請求を棄却した。

(24) 福岡高判平成20年3月26日 裁判所HP
平成19年(行コ)第28号 損害賠償請求履行請求控訴事件(控訴棄却)

合併前の旧町が内規に基づき臨時職員に対し退職慰労金を支出したところ、当該支出は給与条例主義（地方自治法204条3項、同条の2）に違反するものであり、旧町の町長には内規が在ろうとも関係法令の調査を行う等して違法な支出をしない義務があるから同義務違反が認められるとした上、合併後の市に旧町の損害賠償請求権が承継されるとして合併後の市の市長に旧町の町長への賠償請求が命じられた事案。

(25) 名古屋高金沢支判平成20年4月7日 裁判所HP
平成19年(行コ)第11号 白山ひめ神社御鎮座二千百年式年大祭奉賛会損害賠償請求控訴事件(原判決変更・一部認容)

白山市長が来賓として白山ひめ神社御鎮座二千百年式年大祭の奉賛会発会式に出席し白山市長として祝辞を述べた行為が憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たり、これに関する費用等につき公金を支出することは違法であるとされた事例。

裁判所は、宗教的活動該当性についての判例法理を前提に、「本件発会式は、…大祭奉賛会の本件事業を遂行するため、すなわち、本件大祭を奉賛する宗教活動を遂行するために、その意思を確認し合い、団体の発足と活動の開始を宣明する目的で開催されたものであると認めるのが相当である」と判示し、観光イベントである等とする被控訴人の主張を退けた。

【その他】

(26) 大阪地判平成19年2月21日 判タ1251号339頁
平成18年(人)第16号 人身保護請求事件(請求棄却・確定)

本件は、離婚後の夫婦間において、被拘束者らの父であり親権者である請求者が、被拘束者らの母である拘束者に対し、現在拘束者のもとで生活している被拘束者A(13歳)及び被拘束者B(8歳)を、人身保護法に基づき請求者のもとへ引き渡すよう求めた事案である。人身保護法に基づく人身保護請求が認められるためには[1]拘束の事実、[2]拘束の顕著な違法性、[3]他の救済方法では相当期間内に救済の目的が達成されないことが明白であることが必要であるところ、本判決は、Aについては、意思能力を肯定し、同人の拘束者のもとに留まるとの意思表示が自由意思に基づくものでない特段事情は認められないとして[1]の要件を欠くとした。またBについては、いまだ意思能力は認められないとして[1]については認めたが、[2]については、Bを請求者の監護の下に置いた場合と拘束者の監護の下に置いた場合とを、Bの幸福の観点から比較検討し、現在のBの状況が心身ともに安定した状態にあること、Bが他の兄弟と引き離され請求者の下で生活することになればBの成長過程において多大な影響を与えることになること等を理由に認められないとし、請求者の請求を棄却した。

【紹介済み判例】

東京高判平成19年12月13日 判例時報1992号65頁
平成19年(ネ)第3731号 不当利得返還請求控訴事件
→法務速報83号5番にて紹介済み。

最三決平成19年12月13日 判例時報1992号152頁
平成19年(シ)第369号 勾留の裁判に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件
→法務速報81号16番にて紹介済み。

最二判平成19年10月19日 判時1993号3頁
平成17年(行ヒ)第390号 病院開設許可処分取消請求事件(上告棄却)
→法務速報78号17番にて紹介済み。

最三決平成19年12月11日 判時1993号9頁
平成19年(許)第23号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
→法務速報81号13番にて紹介済み。

最三決平成19年11月13日 判時1993号160頁
平成19年(あ)第779号 証人威迫、暴行被告事件(上告棄却)
→法務速報79号19番にて紹介済み。

最二判平成19年11月30日 判時1991号72頁
平成19年(許)5号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)
→法務速報80号13番にて紹介済み。

福岡高判平成17年3月7日 判タ1234号73頁
平成15年(行コ)第13号 退去強制令書発付処分取消等請求控訴事件(取消、自判・確定)
→法務速報48号50番にて紹介済み。

東京高判平成18年10月25日 判タ1234号159頁
平成18年(ネ)第1825号 遺言無効確認請求控訴事件(取消、認容・上告受理申立)
→法務速報72号11番にて紹介済み。

東京地決平成18年8月4日 判タ1234号278頁
平成18年(ヨ)第22022号 著作隣接権仮処分命令申立事件(却下・抗告)
→法務速報64号18番にて紹介済み。

東京地判平成18年9月12日 判タ1234号182頁
平成16年(フ)第26283号 職務発明対価請求事件(一部認容・確定)
→法務速報82号14番にて紹介済み。

最三決平成19年12月4日 金法1831号60頁
平成18年(許)第45号 競売に伴う賃借権譲受許可並びに建物及び土地賃借権譲受申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

→法務速報80号2番にて紹介済み。

最三決平成19年12月4日 金法1831号60頁
平成19年(許)第3号 賃借権譲渡許可並びに建物及び土地賃借権譲受許可申立て却下決定
に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
→法務速報80号1番にて紹介済み。

2. 平成20(2008)年4月24日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
議案件数

- ・衆法 169 7
国民生活の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 納税期限の延長の必要が認められるものの一部の期限を延長する法律
- ・衆法 169 8
国民生活の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 同上
- ・衆法 169 15
国立国会図書館法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 国立国会図書館に恒久平和調査局を置く法律
- ・閣法 169 8
関税定率等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 内外の経済情勢の変化に対応した改正をする法律
- ・閣法 169 15
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 給付金支給の制度の充実等を図る法律
- ・閣法 169 16
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 事件の適正且つ迅速な処理を図るための法律
- ・閣法 169 18
国際開発協会の加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 日本が追加出資を行い得るよう措置を講ずるための法律
- ・閣法 169 19
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 教職員の配置の適正化を図る法律
- ・閣法 169 20
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 戦没者の父母等に特別給付金を支給するための法律
- ・閣法 169 21
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 各離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律
- ・閣法 169 22
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律
・ ・ ・ 独立行政法人の整理合理化の推進を図る法律
- ・閣法 169 23
生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律
・ ・ ・ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律
- ・閣法 169 24
水産加工業施設改良資金融通時措置法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行えるようにするための法律
- ・閣法 169 25
特許法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 知的財産権の戦略的活用及び適正な保護を図る法律
- ・閣法 169 26
公害健康被害の補償等に関する法律
・ ・ ・ 自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付するための法律
- ・閣法 169 30
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 刑事被告事件の手続きへの参加を許された被害者参加人のために所要の規定の整備を図る法律

3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・岩瀬純一著 日本加除出版 260頁 2520円
司法臨床におけるまなざし 家事調停にかかわるあなたへ . . . ★
- ・吉川達夫編著 中央経済社 290頁 3360円

電子商取引法ハンドブック

- ・同志社大学日本会社法制研究センター編 商事法務 697頁 6300円
日本会社法制への提言
- ・始関正光・高橋康文編著 商事法務 306頁 2730円
一問一答 電子記録債権法

4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・民主主義科学者協会法律部会編 日本評論社 417頁 3600円
改憲・改革と法 自由・平等・民主主義が支える国家・社会をめざして(法律時報増刊)
- ・後藤昭監修/日本弁護士会裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム編 三省堂 220頁 2100円
裁判員時代の法廷用語 法廷用語の日常語化に関するPT最終報告書・・・★
- ・曾根威彦著 弘文堂 311頁 3307円
法律学講義シリーズ 刑法総論(第4版)
- ・土田道夫著 弘文堂 454頁 3675円
労働法概説
- ・佐々木幸寿/柳瀬昇著 学文社 229頁 2520円
憲法と教育
- ・加藤周一・浅井・桜井編 花伝社 244頁 1575円
憲法9条新鮮感覚 -日本・ドイツ学生対話
- ・芦原一郎著 商事法務 205頁 1680円
社内弁護士という選択 インハウスカウンセルの実際の仕事を描いた15講

5. 発刊書籍の解説

・司法臨床におけるまなざし 家事調停にかかわるあなたへ
筆者の経験に基づき、実務におけるポイントを解説している。
単なる論証ではなく、ケース別に対処のしかたや留意点を挙げており、まさに実務に役に立つであろう。
所々に挿入された図表も大変わかりやすい。
事件各々の個性や当事者の人格を重視する重要性がよく伝わってくる1冊である。

・裁判員時代の法廷用語 法廷用語の日常語化に関するPT最終報告書
裁判制度導入に伴い、法廷で使われる用語の言い換えを試みている。
各用語を個別的・詳細に解説しているため、一般市民が裁判員としての職務を果たす上での参考となるであろう。
また用語の使用例も載っており、理解しやすい。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
